

会員サポート窓口運営規則

(平成二十九年二月十七日規則第七十九号)

改正 令和 三年 六月一八日

(設置)

第一条 本会に、会員サポート窓口を置く。

(目的)

第二条 会員サポート窓口は、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「会員」という。)の職務又は業務に関して生じた各種の問題について、第四条第一項に規定するサポート相談員が相談に応じ、もって、会員の職務又は業務の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

(相談の対象)

第三条 会員サポート窓口は、会員の職務又は業務に関して生じた各種の問題に関する事案又は事項を取り扱う。ただし、次に掲げる事案又は事項(第二号から第五号までに掲げる事案に係る関係する制度の内容及びそれらの手続に関する一般的事項を除く。)については、この限りでない。

- 一 個別の事件処理に関する法律相談に該当する事項
- 二 本会又は弁護士会の資格審査会に係属し、又は係属していた事案
- 三 本会又は弁護士会の懲戒の手続に付され、又は付されていた事案
- 四 弁護士会の紛議調停委員会に係属し、又は係属していた事案
- 五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止等に関する調査を行う弁護士会の委員会等において調査手続に付され、又は付されていた事案
- 六 前各号に掲げるもののほか、前条の目的に照らし、相談に応じることが適当でない事案又は事項

(サポート相談員)

第四条 会長は、弁護士登録の期間が五年以上である弁護士の中から、会員サポート窓口の相談を担当する者(以下「サポート相談員」という。)を選任する。

- 2 サポート相談員は、二十人程度とする。
- 3 サポート相談員の任期は、二年とする。ただし、他のサポート相談員の任期の途中において選任されたサポート相談員の任期は、他のサポート相談員の残任期間と同一とする。

- 4 会長は、サポート相談員の氏名(職務上の氏名を使用している者については、

職務上の氏名をいう。以下同じ。)を細則で定める方法により公開する。
(相談の申出)

第五条 相談の申出は、会員のうち弁護士及び外国法事務弁護士並びにそれらの者の親族並びに会員の事務所の事務職員が行うことができる。

2 相談の申出を行おうとする者(以下「相談申出人」という。)は、サポート相談員又は本会の担当事務局(以下「担当課」という。)に対し、電話、ファクシミリ又は電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)の方法により、相談の申出を行うものとする。

3 前項の場合において、担当課に対して相談の申出があったときは、担当課は、次に掲げる事項を確認の上、直ちに弁護士職務の適正化に関する委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)又は委員長が不在等で連絡が取れない場合は、あらかじめ委員会が定める委員会の副委員長(以下「担当委員長等」と総称する。)に相談の申出があった旨を連絡する。

一 相談申出人の氏名及び連絡先
二 相談申出人が会員の場合にあつてはその登録番号、相談申出人が会員以外の場合にあつては当該相談の対象である会員の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号

4 担当委員長等は、前項の規定により相談の申出の連絡を受けたときは、速やかに、当該相談に係るサポート相談員を指名する。

5 担当委員長等は、前項に規定するサポート相談員の指名を、あらかじめ委員会が指定する委員会の委員に委任することができる。

(関与できない事案)

第六条 担当委員長等(前条第五項の規定により委任を受けた委員会の委員を含む。以下同じ。)及びサポート相談員は、次の事案に関するサポート相談員の指名又は相談に関与することができない。

一 自己又は自己の配偶者若しくは三親等内の親族に関する事案
二 本会の懲戒委員会、綱紀委員会又は綱紀審査会において関与した事案

(相談の方法等)

第七条 第五条第二項の規定により直接相談の申出を受けたサポート相談員及び同条第四項の規定により指名されたサポート相談員は、迅速に当該相談に応じるように努める。

2 相談に応じたサポート相談員は、相談申出人に対し助言を行うとともに、必要があると認めるときは、本会の他の委員会等に対し、相談申出人及び当該相談の対象である会員が特定されない方法で行う場合に限り、支援、協力等を要請することができる。

3 相談に応じたサポート相談員は、必要があると認める場合であつて相談申出人が同意したときは、当該相談の対象である会員が所属する弁護士会又は当該弁護士会が所属する弁護士会連合会の委員会等に対し、支援、協力等を要請することができる。この場合において、支援、協力等の要請を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、その要請に応じるよう努める。

4 相談に応じたサポート相談員は、相談終了後、遅滞なく委員長に相談の概要を報告するものとする。

(秘密の保持等)

第八条 担当委員長等及びサポート相談員並びに担当課の職員は、相談申出人及び当該相談の対象である会員の氏名又は名称、事務所の名称、相談の内容その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、担当委員長等及びサポート相談員は、当該相談の内容が非行に該当し、かつ、その非行の事実が重大であるとき、又は非行による被害が拡大するおそれが明白であるときは、相談申出人に通知の上、当該非行の事実を当該相談の対象である会員が所属する弁護士会の会長に報告することができ。この場合において、サポート相談員は、その報告に先立ち、相談申出人又は当該相談の対象である会員に対し、当該非行の事実を所属する弁護士会の会長に自ら申告するよう説得に努めなければならない。

(信頼関係の保持)

第九条 相談申出人及び当該相談に応じたサポート相談員は、互いに、相談の申出をしたこと及び相談に応じたことによる信頼関係を保持するよう努めなければならない。

(免責)

第十条 本会、担当委員長等、サポート相談員、第七条第二項の規定により支援、協力等を行った本会の他の委員会等及び同条第三項前段の規定により支援、協力等を行った相談の対象である会員が所属する弁護士会又は当該弁護士会が所属する弁護士会連合会の委員会等は、相談申出人及び相談の対象である会員に対し、相談に関する回答、助言、支援、協力等について何ら責めを負わない。

(細則)

第十一条 この規則を実施するために必要な事項は、会長が細則で定める。

附 則

1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に選任されるサポート相談員の任期は、第四条第三項本文の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までとする。

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則（第二条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）